倉敷市営繕工事週休2日工事に関するQ&A

- Q1 倉敷市が発注する営繕工事はすべて対象となるのか。
- A 1 建設局建築部が発注する営繕工事を対象とします。なお、対象工事の場合は、倉敷市 営繕工事特記仕様書にその旨を明記してあるとともに、入札図書として倉敷市営繕 工事週休 2 日工事特記仕様書が添付されています。
- Q2 週休2日対象工事で、週休2日を達成できなかった場合は?
- A 2 週休 2 日工事を達成できなかった場合は、工事成績評定により減点となります。
- Q3 必ず土・日曜日に休まないといけないのか。
- A 3 営繕工事では、執務並行改修(居ながら施工による改修)等により休日に作業せざるを得ないなど工事制約も多いことから、週休2日工事では曜日を限定することなく、現場閉所(現場休息)日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態の4週8休以上を週休2日としています。
- Q4 休日の振替日はいつでもよいか。
- A 4 振替日は、作業を行う必要が生じた休日の前後 2 週間以内に設定してください。(夏季休暇及び年末年始休暇を除く。)
- Q5 天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間や、工事事故等により 現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのか。
- A 5 受注者の責によらない事由により工事を実施できないと認められる場合は、原則として、受発注者間の協議により「倉敷市営繕工事週休2日工事実施要領」第2条第4項の対象期間から除外する期間を決定します。
- 〇6 夏季休暇及び年末年始休暇はどのように定めるのか。
- A 6 夏季休暇及び年末年始休暇は受注者が定めるものとし、「休日等取得計画実績表」に 計画と実績を明示してください。

- Q7 休日の確認はどのように行うのか。
- A 7 毎月初めに発注者に提出していただく「休日等取得計画実績表」に記載された休日の 取得実績で確認しますが、必要に応じて、発注者が、当該施設管理者等に現場閉所等 の状況を問い合わせ、確認を行います。
- Q8 発注者側の都合で休日に工事を実施した場合は、週休2日工事として認められないことになるのか。
- A8 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、「倉敷市営繕工事週休2 日工事実施要領」第2条第4項の対象期間から除外します。
- O9 週休2日工事の実施に伴う工期の延期は認めてくれるのか。
- A 9 現在の工期設定は、4週8休を前提とした工期となっており、週休2日工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。なお、天候の不良など受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、工事請負契約書第21条の規定により発注者に工期の延期変更を請求することができます。
- Q10 振替日について、作業を行う必要が生じた休日の前後2週間以内に設定できなかった場合の扱いはどうなるか。
- A10 振替することができなかった日数を、現場閉所(現場休息)の実績日数より減じたものを最終的な現場閉所(現場休息)の実績日数として、週休2日工事の達成を確認します。
- Q11 最終的な休日等取得計画実績表を提出する「工事完成時」とはいつのことか。
- A11 工事完成届提出日を工事完成時とします。